

農地所有適格法人報告書

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業年度の期間を記入

- 【注意点①】 報告書に添付してください**
- 定款のコピー（変更有無にかかわらず）
 - 事業年度の決算報告書（損益計算書）
 - 構成員名簿（組員又は株主名簿）
 - その他必要な書類（総会資料等）

横手市農業委員会長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

主たる事務所の所在地： **横手市〇〇町〇〇字〇〇12-3**

名称及び代表者名： **農事組合法人 〇〇〇ファーム 代表理事 横手太郎**

電話 **0182-33-****** FAX **0182-33-******

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

| | | |
|---------------|------------------------------|--------------|
| 法人の名称及び代表者の氏名 | 農事組合法人 〇〇〇ファーム 代表理事 横手 太郎 | |
| 主たる事務所の所在地 | 横手市〇〇町〇〇字〇〇12-3 | |
| 経営面積（ha） | 所有農地の有無 | 有 ・ 無 |
| | 田 | 20 |
| | 畑 | 3 |
| | 採草放牧地 | 0 |
| 法人形態 | 農事組合法人 | |

会社名義の農地の有無
(賃貸農地だけの場合は「無」)

【注意点②】 法人形態要件チェック
「株式会社(公開会社ではない)」「有限会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」「農事組合法人」のいずれか

2 農地法第2条第3項第1項関係

(1) 事業の種類

| 区分 | 農 | | 左記農業に該当しない事業の内容 |
|----------|-----------|-----------------------|-----------------|
| | 生産する農畜産物 | 関連事業等の内容 | |
| 実績 | 水稻、大豆、スイカ | 農作業受託、 農産物の販売および加工 | 〇〇公園運営管理委託 |
| 翌事業年度の計画 | 水稻、大豆、スイカ | 農作業受託、 農産物の販売および加工 | 〇〇公園運営管理委託 |

売上の50%以上占めるものを記載
ない場合は多いほうから3つ記載

ライセンスセンター運営管理委託等、
農畜産産業に関連しない事業

(2) 売上高

| 年度 | 農 業 | 左記農業に該当しない事業 |
|----------|------------|--------------|
| 3年前(実績) | 20,000,000 | 3,000,000 |
| 2年前(実績) | 21,000,000 | 2,800,000 |
| 1年前(実績) | 18,000,000 | 2,950,000 |
| 翌事業年度の計画 | 20,000,000 | 2,900,000 |

農業に該当しない事業の売上は全売り上げの過半になって
はいけない

添付する決算報告書の売上額を **1年前の欄**に記載

【注意点③】 事業要件チェック
「総売上高」のうち、「農業の売上高」が過半となっていること。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 議決権の数 | 構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況 | | | | |
|--------|-----------------|-----|-------------|-------|----------------------|---------|------------|----------|----------|
| | | | | | 農地等の提供面積（㎡） | | 農業への年間従事日数 | | 農作業委託の内容 |
| | | | | | 権利の種類 | 面積 | 直近実績 | 翌事業年度の計画 | |
| 横手 農太郎 | 横手市条里 X 丁目 X-XX | 日本 | | 1 | 賃貸借 | 100,000 | 150 | 150 | 田植え、稲刈り |
| 増田 川次郎 | 横手市条里 X 丁目 0-00 | 日本 | | 1 | 賃貸借 | 50,000 | 150 | 150 | |
| 平鹿 里三郎 | 横手市条里 X 丁目 □-□ | 日本 | | 1 | 賃貸借(中) | 20,000 | 150 | 150 | |
| 大森 山四郎 | 横手市条里 X 丁目 △-△ | 日本 | | 1 | | | 60 | 55 | |

議決権の数の合計

| |
|---|
| 4 |
|---|

農業関係者の議決権の割合

100%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数（労務管理や市場開拓等も含みます。）：510日

【注意点④】 議決権要件チェック
 農業関係者が総議決権の過半を占めること。
 ちょうど50%では要件を満たしません。

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 議決権の数 |
|--------|----------------|-----|-------------|-------|
| | | | | |

上記の農業関係者の農業従事日数（直近実績）を合計して記入します。

議決権の数の合計

| |
|--|
| |
|--|

農業関係者以外の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」および「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

構成員（※1）の氏名と議決権の数（※2）、構成員の状況を記入してください。

構成員から農地の提供を受けている場合（賃貸借）は、「権利の種類」と「面積」を必ず記載してください。

| 法人形態 | 構成員（※1） | 議決権の数（※2） |
|-----------|---------|-----------|
| 農事組合法人 | 組合員 | 1人1議決権 |
| 株式会社・有限会社 | 株主 | 1株1議決権 |
| 持分会社 | 社員 | 1人1議決権 |

農業関係者とは

- ・農地の権利提供者
この例でいうと…横手さん、増田さん
- ・中間管理機構や農協経由での農地権利提供者
この例でいうと…平鹿さん
- ・法人の農業に150日以上従事する者
この例でいうと…横手さん、増田さん、平鹿さん
- ・基幹的な農作業を委託した個人
この例でいうと…大森さん
- ・その他
地方公共団体、農協、農地中間管理機構など
※書ききれない場合、別紙にしても構いません。

農業関係者以外の者とは（構成員のうち）

- ・農産物運送業者
 - ・種苗会社
 - ・食品加工会社、スーパー、銀行など
 - ・一般企業や個人などだれでも
- ※取引関係にあるだけで法人構成員ではない場合、記入の必要はありません。

4 農地法第2条第3項第3号及び4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

| 氏名 | 住所 | 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 役職 | 農業への年間従事日数 | | 必要な農作業への年間従事日数 | |
|-------|-----------------|-----|-------------|------|------------|----------|----------------|----------|
| | | | | | 直近実績 | 翌事業年度の計画 | 直近実績 | 翌事業年度の計画 |
| 横手農太郎 | 横手市条里 X 丁目 X-XX | 日本 | | 代表理事 | 150 | 150 | 80 | 80 |
| 増田川次郎 | 横手市条里 X 丁目 0-00 | 日本 | | 理事 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 平鹿里三郎 | 横手市条里 X 丁目 □-□ | 日本 | | 理事 | 150 | 150 | 130 | 130 |
| 大森山四郎 | 横手市条里 X 丁目 △-△ | 日本 | | 理事 | 60 | 55 | 60 | 55 |

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

| 氏名 | 住所 | 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 役職 | 農業への年間従事日数 | | 必要な農作業への年間従事日数 | |
|----|----|-----|-------------|----|------------|----------|----------------|----------|
| | | | | | 直近実績 | 翌事業年度の計画 | 直近実績 | 翌事業年度の計画 |
| | | | | | | | | |

2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合のみ記載してください。

【注意点⑤】役員要件チェック

常時従事者たる（年間農業従事150日以上）構成員（※1）が理事等（※2）の数の過半（※3）を占めていること。

| 法人形態 | 構成員（※1） | 理事等（※2） |
|-----------|---------|---------|
| 農事組合法人 | 組合員 | 理事 |
| 株式会社・有限会社 | 株主 | 取締役 |
| 持分会社 | 社員 | 業務執行社員 |

※3：ちょうど半分では要件を満たしません。

理事5人の内3人→OK

理事4人の内2人→NG→この場合は3人必要です

必要な農作業への年間従事日数が60以上の理事が1名以上いること。

上記の要件を満たす理事が0名の場合、(2)に記載されている重要な使用人（※4）の内「必要な農作業への年間従事日数」が60以上の者が1名以上いること。

※4：要な使用人とは、法人の行う農業について権限と責任を有している使用人のことを言います。

「農業」と「必要な農作業」の違い

- 「農業」は農作業そのものだけでなく、法人の農業や関連事業での労務管理や市場開拓等の企画管理も含む全体的な業務をいいます。
- 「必要な農作業」は、上記「農業」のうち農業や関連事業に直接必要な作業のことをいいます。